

特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を福島県白河市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、動物の命と人の心が共に尊重される社会の実現を目指し、主に以下の活動を行うことを目的とする。

一 飼育放棄や虐待などにより行き場を失った動物に対して、特に猫の保護・治療・譲渡活動に関する事業を行い、動物福祉の向上を図ることを目的とする。

二 保護猫と人に対して、ふれあえるカフェスペースの運営を通じて、譲渡促進と動物愛護に関する啓発事業を行うことを目的とする。

三 地域の子どもたちに対して、安心して過ごせる居場所と温かい食事を提供する「こども食堂」に関する事業を運営し、健全な育成と食育支援を行うことを目的とする。

四 動物とのふれあいや体験活動を通じて、子どもたちに対して命の大切さや思いやりの心を育む情操教育に関する事業の機会を提供すること目的とする。

五 地域住民・ボランティア・関係機関と連携し、動物と人が共生できる地域づくりに関する事業を推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 環境の保全を図る事業
- (5) 地域安全活動

- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (7) 子どもの健全育成を図る事業
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 動物の保護、飼育、治療及び譲渡に関する事業
- ② 動物愛護に関する啓発活動、講座、イベント等の開催事業
- ③ 保護猫の譲渡活動事業
- ④ こども食堂の運営および居場所づくり支援事業
- ⑤ 動物のふれあいを通じた命の教育・情操教育に関する事業
- ⑥ 地域住民・関係団体との協働による地域福祉及び安全の推進に関する事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 飲食物・物販（グッズ等）の販売事業
- ② 保護猫と触れ合えるカフェスペースの運営事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する総会における議決権を持つ個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及び抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に

臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会議の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告を行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山内 蓮香

副理事長 鈴木 靖信

理事 鈴木 徹

監事 福満 妃香利

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員、準会員、法人会員 5,000 円

(2) 年会費 正会員、準会員 5,000 円

法人会員 1 口 10,000 円以上

7 設立当初の主たる事務所の住所 奈良県奈良市三条大路一丁目1番45-103号

設立当初の従たる事務所の住所 福島県白河市明戸81番地

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	やまうち れんか 山内 蓮香		有
理事	すずき やすのぶ 鈴木 靖信		無
理事	すずき とおる 鈴木 徹		無
監事	ふくみつ ひかり 福満 妃香利		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代社会において、動物の飼育放棄や虐待による保護案件は年々増加傾向にあります。特に猫は、繁殖力の高さや屋外飼育の多さから野良化しやすく、地域において問題視されることも少なくありません。同時に、経済的・家庭的な背景により、十分な食事や安心できる居場所を持たない子どもたちも存在し、子どもの貧困や孤立が社会課題となっています。

こうした現状を受けて、私たちは、動物と人間が共に支え合いながら生きられる地域社会の実現を目指し、「命の大切さ」「つながりの温かさ」を感じられる場所を提供したいと考え、本法人の設立を決意いたしました。

本法人は、保護猫の保護・治療・譲渡活動を行うとともに、猫とふれあうことができるカフェスペースを運営し、動物愛護の啓発と譲渡促進を図ります。また、地域の子どもたちが気軽に立ち寄れる「こども食堂」を併設し、食事の提供や情緒的なサポートを行うことで、子どもたちの健全な成長と居場所づくりを支援します。

さらに、動物と子どもたちのふれあいを通じて、「命を慈しむ心」「他者への思いやり」「自他を大切にする気持ち」を育む情操教育の場を創出します。こうした複合的な取り組みによって、動物と子ども、そして地域全体がゆるやかにつながり、支え合うことのできる共生型コミュニティの形成を目指します。

これらの活動を安定的かつ継続的に行うため、特定非営利活動法人として法人格を取得し、地域住民、行政、関係機関、支援者の皆様と連携しながら、広く公益に資する活動を展開してまいります。

2 申請に至るまでの経過

令和3年2月	ネコ保護を考えるコミュニティ発足
令和3年3月1日	ネコ保護活動開始
令和7年4月1日	会員間で各々の活動を連携させるグループ発足の提案
令和7年5月1日	会員間で法人化の意思確認
令和7年6月5日	法人設立のための設立準備
令和7年7月10日	設立準備総会開催
令和7年10月1日	設立総会開催

令和7年10月1日

特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ
設立代表者 山内 蓮香

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に周知するための開設準備室を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
動物の保護、飼育治療及び譲渡に関する事業	保護猫活動 猫の保護・医療ケア 動物病院との連携、 避妊去勢対応	月2回	市内	2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	344
動物の保護、飼育治療及び譲渡に関する事業	保護猫活動 猫の保護、一時預かり 体制の整備	随時	市内	2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	654
動物愛護に関する啓蒙活動、講座、イベント等の開催	地域イベント参加 保護猫活動のリーフレット配布	年2回	市内	2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	98
保護猫の譲渡活動事業	保護猫の譲渡 譲渡会の開催 SNS発信	月1回 随時		2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	120
こども食堂の運営および居場所づくり支援事業	こども食堂 プレこども食堂の実施	月1回	市内公共施設等	2	市内及び周辺地域の一般市民 10名程度	384
動物のふれあいを通じた命の教育・情操教育に	命を考えるワークショップ 広報啓蒙活動 SNS発信	年2回	市内公共施設等	2	市内及び周辺地域一般市民 10名程度	60

関する事業						
地域住民・関係団体との協働による地域福祉及び安全の推進に関する事象	行政や自治会との協働による 地域パトロール 野良猫・多頭飼育問題に対する地域協議・対応	随時	市内	1	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	30
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	広報・資金調達 ホームページ・SNS 立ち上げ クラウドファンディング実施 寄付・会員の募集	随時	市内	1	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	100

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
飲食物・物販(グッズ等)の販売事業	グッズの販売 グッズの企画・販売 SNS 発信	随時	市内、その他の地域	2	240
保護猫と触れ合えるカフェスペースの運営事業	ネコカフェ準備 物件調査、設計・運営方針の策定 保健所・動物取扱業申請の準備	通年	市内事務所	2	100

令和8年度の事業年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ

1 事業実施の方針

- ・保護猫活動・こども食堂を本格的に運営開始し、地域に根差した活動を展開する。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に周知するための広報を広く展開する。
- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
動物の保護、飼育、治療及び譲渡に関する事業	保護猫活動 猫の保護・医療ケア 動物病院との連携、 避妊去勢対応	月2回	市内	2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民 年間20件目標	688
動物の保護、飼育、治療及び譲渡に関する事業	保護猫活動 猫の保護、一時預かり 体制の整備	随時	市内事務所	2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民 年間20件目標	438
動物愛護に関する啓蒙活動、講座、イベント等の開催事業	地域イベント参加 保護猫活動のリーフレット配布	年6回	市内	2	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	94
保護猫の譲渡活動事業	保護猫活動 譲渡会の開催	年6回	市内事務所	2	市内及び集権地域の保護動物・一般市民	528
こども食堂の運営および居場所づくり支援事業	こども食堂 1回あたりこども15人程度 保護者との食イベント検討	月1回	市内施設	2	市内及び周辺地域一般市民	198

動物のふれあいを通じた命の教育・情操教育に関する事業	命の教育・地域連携 小学校や児童クラブと連携し「命の教育」や「動物ふれあい体験」開催	年2回	市内施設	2	市内及び周辺地域の一般市民	98
地域住民・関係団体との協働による地域福祉及び安全の推進に関する事業	行政や自治会との協働による 地域パトロール 野良猫・多頭飼育問題に対する地域協議・対応	随時	市内	1	市内及び周辺地域の保護動物・一般市民	60
その他、法人の目的を達成するために必要な収益事業	広報・資金調達 ホームページ・SNS 運営 クラウドファンディング実施 寄付・会員の募集	通年	市内事務所	1	市内及びその他地域の一般市民	200
その他、法人の目的を達成するために必要な収益事業	財政基盤強化 助成金の継続申請 法人賛会員募集	通年	市内事務所	1	市内及びその他地域の一般市民	100

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定 人数	支出見 込額 (千円)
飲食物・物販(グッズ等)の販売事業	ネコカフェ本格開催準備 運営方針の決定 保健所・動物取扱業申請	月1回	市内事務所	1	200
飲食物・物販(グッズ等)の販売事業	収益事業 ドリンク・菓子などの販売 オリジナルグッズ販売	通年	市内事務所	1	100
保護猫と触れ合えるカフェスペースの運営事業	ネコカフェ運営 プレネコカフェ運営	月1回	市内施設	市内及び 周辺地域1 開催15名 程度	468

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人 しろとくる時々ねこ
(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		50,000
準会員受取会費	25,000		25,000
特別賛助会員受取会費	100,000		100,000
入会金	250,000		250,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	800,000	600,000	1,400,000
施設等受入評価益	0		0
クラウドファンディング収入	800,000		800,000
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	500,000		500,000
4. 事業収益			0
こども食堂事業収益	30,000		30,000
グッズ等の販売事業収益		200,000	200,000
5. その他収益			0
受取利息	500		500
雑収益	44,500		44,500
経常収益計	2,600,000	800,000	3,400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
非常勤スタッフ謝金	400,000	120,000	520,000
人件費計	400,000	120,000	520,000
(2) その他経費			
会議費	0	20,000	20,000
旅費交通費	120,000	60,000	180,000
保護猫医療費	200,000		200,000
保護猫餌代	120,000		120,000
保護ねこ設備・備品購入	200,000		200,000
こども食堂運営費(食材費)	120,000		120,000
こども食堂運営費(備品)	200,000		200,000
施設賃貸料	150,000	100,000	250,000
こども送迎交通費	0		0
保険・登録料	150,000		150,000
その他雑費	130,000	40,000	170,000
その他経費計	1,390,000	220,000	1,610,000
事業費計	1,790,000	340,000	2,130,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	200,000		200,000
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	200,000	0	200,000
(2) その他経費			
会議費	60,000		60,000
旅費交通費	240,000		240,000
広報・印刷	50,000	100,000	150,000
ホームページ作成・運営	200,000	150,000	350,000
通信費	60,000		60,000
減価償却費	0		0
設備購入費	200,000	200,000	400,000
光熱費	60,000		60,000
施設賃貸料	240,000		240,000
その他経費計	1,110,000	450,000	1,560,000
管理費計	1,310,000	450,000	1,760,000
経常費用計	3,100,000	790,000	3,890,000
当期経常増減額	▲ 500,000	10,000	▲ 490,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	10,000	▲ 10,000	0
当期正味財産増減額	▲ 490,000	0	▲ 490,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			▲ 490,000

令和8年度の事業年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 しろとくろ時々ねこ
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
準会員受取会費	50,000		50,000
特別賛助会員受取会費	200,000		200,000
入会金	250,000		250,000
2.受取寄附金			0
受取寄附金	1,000,000	600,000	1,600,000
施設等受入評価益	0		0
クラウドファンディング収入	1,500,000		1,500,000
3.受取助成金等			0
受取民間助成金	1,000,000		1,000,000
4.事業収益			0
こども食堂事業収益	60,000		60,000
グッズ等の販売事業収益		500,000	500,000
5.その他収益			0
受取利息	500		500
雑収益	39,500		39,500
経常収益計	4,200,000	1,100,000	5,300,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
非常勤スタッフ謝金	1,120,000	120,000	1,240,000
人件費計	1,120,000	120,000	1,240,000
(2) その他経費			
会議費	0	50,000	50,000
旅費交通費	180,000	122,000	302,000
保護猫医療費	300,000		300,000
保護猫餌代	200,000		200,000
保護ねこ設備・備品購入	130,000		130,000
こども食堂運営費(食材費)	120,000		120,000
こども食堂運営費(備品)	100,000		100,000
施設賃貸料	200,000	200,000	400,000
こども送迎交通費	0		0
保険・登録料	50,000		50,000
その他雑費	4,000	276,000	280,000
その他経費計	1,284,000	648,000	1,932,000
事業費計	2,404,000	768,000	3,172,000
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	200,000		200,000
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	200,000	0	200,000
(2) その他経費			
会議費	60,000		60,000
旅費交通費	240,000		240,000
広報・印刷	150,000	100,000	250,000
ホームページ作成・運営	200,000	200,000	400,000
通信費	60,000		60,000
減価償却費	0		0
設備購入費	100,000		100,000
光熱費	120,000		120,000
施設賃貸料	240,000		240,000
その他経費計	1,170,000	300,000	1,470,000
管理費計	1,370,000	300,000	1,670,000
経常費用計	3,774,000	1,068,000	4,842,000
当期経常増減額	426,000	32,000	458,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	32,000	▲ 32,000	0
当期正味財産増減額	458,000	0	458,000
前期繰越正味財産額			▲ 490,000
次期繰越正味財産額			▲ 32,000